

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり殻長十センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する。

令和七年二月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長      岡   本   彰

一 禁止区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）

二 禁止期間

令和七年二月一日から同年九月三十日まで

三 適用除外

この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 1 第一種共同漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づき種苗として採捕する場合
- 2 試験研究、教育実習のため知事の許可を受けたものが採捕する場合であつて、あらかじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合

四 有効期間

この指示の有効期間は、令和七年二月二十一日から同年九月三十日までとする。